

# 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九三号)

## 一、提案理由(平成一六年四月一日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(亀井善之君)

……………(略)……………

続きまして、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に、その有効期間を限った臨時措置法として制定されたものであります。

これまで、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところであります。農産加工品の輸入の増加による影響が引き続き継続している一方で、国内農産物の重要な販路である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展のためにも必要であることから、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間を更に五年間延長することとしております。

以上がこれら二法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、参議院農林水産委員長報告(平成一六年四月九日)

岩永浩美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

……………(略)……………

次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、輸入増加の影響を受ける特定の農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、本法の有効期間を五年間延長するものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、卸売市場における品質管理の高度化への対応、取引規制の緩和に伴う卸売市場の活性化と公正な取引の確保、国内農産加工業への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

……………(略)……………

討論を終局し、順次採決の結果、卸売市場法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告を申し上げます。

## 三、衆議院農林水産委員長報告(平成一六年六月三日)

高木義明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を五年間延長しようとするものであります。

両法律案は、去る四月九日衆議院から送付され、五月二十四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十五日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十六日に現地視察を行い、二十七日に質疑を行いました。

……………（略）……………

次いで、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。